

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 25 日

金 曜 日

号 外(9)

目 次

規 則

○富山県住民基本台帳法施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県住民基本台帳法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第17号

富山県住民基本台帳法施行規則の一部を改正する規則

富山県住民基本台帳法施行規則（平成14年富山県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の項中「及び第32条第 1 項」を「若しくは第32条第 1 項若しくは附則第 3 条第 1 項若しくは第 6 条第 1 項又は児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第 207号）附則第 4 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(市町村支援課)

